

**概要:** 近年の豪雨、台風、大雪被害等の多発と被害拡大を踏まえ、十分な耐候性のない可能性のある農業用ハウスの緊急点検を行い、老朽化等により対策が必要な農業用ハウスが判明したため、被害防止計画を策定した上で農業用ハウスの補強等の対策を実施する。

**対策名:** 113 農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策  
**府省庁名:** 農林水産省

- **実施主体:** 滋賀県高島市
- **実施場所:** 滋賀県高島市
- **事業概要:** 大雪や台風等による被害を防止するために、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、タイバー等による農業用ハウスの補強と耐候性向上に向けて融雪装置を導入した。
- **事業費:** 全体事業費230万円  
(うち3か年緊急対策による事業費100万円)
- **効果:** 令和3年12月25日からの大雪により、高島市内の複数ハウスが倒壊した一方、当該事業で補強を施したハウスの倒壊はなかった。

